

## 中国の知的財産権税関保護制度の趣旨と実態

于 春 生\*

**抄 録** 中国製模倣品が世界市場に流出拡大する問題について、内外企業は模倣品製造元の中国で摘発を行う必要があるとの認識に立っていると思料する。中国の知的財産権税関保護制度は、中国からの輸出通関を止めることに注力している点で当該要望に応えることができると考えることができ、実際に中国の税関は職権により法的に大量の模倣品の輸出通関を止めてきた実績を挙げているのも事実である。本稿は、中国の知的財産権税関保護制度の趣旨と摘発実態、有効な利用方法について論じることとする。中国の模倣品問題で苦慮しておられる読者の方々にとって、対策検討の一助になれば幸いである。

### 目 次

1. はじめに
2. 中国の税関体制および知的財産権税関保護制度の概要
  2. 1 中国の税関体制の概要
  2. 2 中国の知的財産権税関保護制度の概要
3. 中国の知的財産権税関保護措置の実施
  3. 1 申請に基づく保護措置の実施
  3. 2 職権に基づく保護措置の実施
  3. 3 税関保護措置の実施状況
4. 知的財産権税関届出登記手続きについて
  4. 1 知的財産権税関届出登記の重要性
  4. 2 知的財産権税関届出登記の手続き
  4. 3 知的財産権税関届出登記手続きの当事者
5. 中国税関関連の知的財産権侵害の特徴と税関知的財産権保護制度の課題
  5. 1 中国税関関連の知的財産権侵害の特徴
  5. 2 税関知的財産権保護制度の課題
6. おわりに

### 1. はじめに

中国経済は三十数年間の改革開放政策の実施により著しく成長し、今、中国は「世界の工場」と言われるほど世界経済に大きな影響を与えるようになりつつある。一方、知的財産権分野で

は、中国製知的財産権侵害製品（以下「模倣品」という）は中国国内市場だけでなく、中国以外の市場にも輸出され、模倣品をめぐる紛争は、世界各地に発生し、多くの知的財産権の権利者を悩ませているのも事実である。

日本企業を含む外国の知的財産権の権利者は長い間模倣品対応に追われるにつれ、模倣品の製造元の中国で摘発をしなければ、中国発の模倣品トラブルは後を絶たず、模倣品問題は根本的に解決することができないとの共通認識に至ったと思われる。こうした背景において、模倣品の輸出を取締る中国の知的財産権税関保護制度は、外国企業に注目され、実務において広く利用されるようになってきている。

本稿では、中国の知的財産権税関保護制度の趣旨と利用方法および中国税関による知的財産権侵害の摘発の実態を概要的に紹介し、日本企業に中国での模倣品対応において、参考にして頂くことを目的に論説する。

\* 北京怡豊律師事務所・怡豊知識産権代理有限公司  
代表 弁護士 YU CHUN SHENG

## 2. 中国の税関体制および知的財産権 税関保護制度の概要

中国では、1980年代半ばに知的財産権に関する法律制度が確立され、その後、30年近く経過した今では相当整備されている。しかし、現実問題として、知的財産権の尊重はまだ社会一般に浸透しておらず、利益追求の目的で知的財産権を侵害する不正行為が多発している。中国現行の知的財産権制度の下で、模倣品の対応に当たっては、いろいろな法律手段を利用することが可能であり、前述の模倣品の製造元で摘発をすとの意味では、中国の知的財産権税関保護制度は一つの有効な法的手段として注目されている。

中国税関総署が発表した統計明細（表1を参照）によれば、1996年から2005年までの十年間、中国の税関が輸出入模倣品貨物を差押えた件数は5,571件<sup>1)</sup>で、差押えた模倣品貨物の価値は7億3,186万人民元に相当するとのことである。

表1 2005年までの10年間の模倣品  
差押の件数

年 度	差押件数
1996年	705
1997年	193
1998年	233
1999年	225
2000年	295
2001年	330
2002年	573
2003年	756
2004年	1,051
2005年	1,210
Total	5,571

また、中国税関総署が公表した2006年から2011年までの6年間の統計データによれば、中国税関による1年間の模倣品貨物の差押件数は、前の10年間の総件数に相当するほど大幅に

増えている（表2を参照）。この統計から分かるように、近年、中国の税関は知的財産権の保護に力を入れ、ある程度の成果を上げている。一方、内外企業は税関による知的財産権保護制度に対する認識が広がり、当該制度の利用者は増えてきたこともうかがえる。

表2 2006～2011年の模倣品差押の件数

年 度	差押件数	価値（元）
2006年	5,607	283,691,661
2007年	7,467	438,855,566
2008年	11,135	294,802,157
2009年	65,810	452,334,297
2010年	21,073	277,153,317
2011年	1.8万	5.16億

注) 2011年度の数値は、中国税関総署の責任者がメディアの取材を受けたときに公表した数字であり、税関発表の統計データではない。

### 2. 1 中国の税関体制の概要

中国における税関制度に関する基本的な法律は「中華人民共和国税関法」(1987年1月に制定。2000年7月改正。以下「税関法」という)である。「税関法」第3条の規定によれば、中国の中央政府たる国務院の下に税関総署を設けて、全国の税関に対し統一管理を行う。更に、税関総署の下に、全国各地にある対外的に開放する港と貨物輸出入通関業務の集中する地方に税関機構を設け、これらの地方税関機構は人事、財政および業務管理などの面で、行政区画に基づく地方政府から独立して、税関総署に対し責任を負うという垂直管理システムになっている。即ち、原則として、地方政府はその管轄地区に所在する税関機構に対し、指揮監督の権限がなく、地方税関機構の業務遂行に関与できない。地方に所在する税関機構は、人事および財政予算の面で、地方政府当局に依存していないので、制度上、中国に多く存在する地方保護主義の問題は回避できると思われる。

今現在、中国税関総署の下に、広東分署、天津特派事務所と上海特派事務所のほか、41の直属税関が設けられ、これらの直属税関機構の下に更に600の所属税関または事務所および約4,000カ所の通関監視管理所がある。中国税関総署のホームページ<sup>2)</sup>の記載によると、全国の税関機構に所属する税関職員（密輸摘発担当の税関警察を含む）は約5万人いるという。

現行の税関法によれば、中国の税関の基本的な責任は、人と物の出入国に対する通関監視管理、関税の徴収、密輸の取締、税関データの統計および知的財産権の保護である。税関はこれらの責任を果たすために、次の権利を行使できる（「税関法」第6条）。

- ① 輸出入貨物（物品）とその輸送手段（船、飛行機、車など）に対して検査を行い、違法行為を発見した場合、差押をする権利。
- ② 出入国の人に対し、その身分証明などをチェックし、違法嫌疑者に対する尋問と調査を行う権利。
- ③ 輸出入貨物（物品）に係わる契約、インボイス、帳簿、記録その他の書類などの資料を閲覧しコピーを取り、違法の疑いがあるものについて、差押をする権利。
- ④ 密輸行為を取締り、密輸貨物（物品）を差押え、密輸の嫌疑者に対し拘留をする権利。
- ⑤ 所属税関の長の許可を得て、密輸嫌疑のある企業などの組織または個人の金融機関での預金または送金などの情報を調査する権利。
- ⑥ 法律、行政規定に定めるその他の権利。

「税関法」は知的財産権保護を税関の一つの基本的な責任として定めており、実務において、税関は、その貨物輸出入通関監視管理業務の遂行に当り、知的財産権保護に関連して、貨物（物品）に対する検査、模倣品の差押え、権利侵害者の貿易関連書類の調査閲覧などの権利を行使することができる、このような税関による強行な

行政権行使は、知的財産権の侵害者に相当な牽制効果があると思われる。

## 2. 2 中国の知的財産権税関保護制度の概要

### (1) 法律体系

中国の知的財産権税関保護制度の確立は、中国のWTO加盟との関わりがある。1990年代の初め頃から、中国政府はWTO加盟交渉の過程において、1992年にアメリカ政府と「知的財産権保護に関するMOU」を締結し、そして1995年にアメリカ政府との「1995年中米知的財産権問題に関する議事録」において、中国政府は明確に国境での知的財産権保護を約束し、当該約束は輸入貨物だけではなく、輸出貨物に対しても適用することになった。

こうした背景において、中国国務院は1995年7月に「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」（以下「税関保護条例」という）を制定した。「税関保護条例」は中国現行の知的財産権税関保護制度の正式スタートとなった。「税関保護条例」は、その後2003年と2010年に2回の改正が行われたが、今でも、知的財産権税関保護制度に関するもっとも基本的な行政法規である。

「税関保護条例」の制定を受け、1987年1月に制定された「税関法」も2000年7月に改正された。「税関法」第44条は「税関は法律、行政法規の規定に基づき、輸出入貨物に係わる知的財産権の保護を実施する。税関に知的財産権の状況を申告する必要がある場合、輸出入貨物の輸出者または受取人およびその代理人は、国家の規定により税関にその知的財産権状況を事実通りに申告し、且つ知的財産権を合法的に使用することに関する証明書類を提出しなければならない」と定めている。この「税関法」第44条の規定は、中国の知的財産権税関保護制度の最も基本的な法律根拠規定である。

上記の基本的な法規定に基づき、中国税関総署は2004年5月に「『中華人民共和国知的財産

権税関保護条例』に関する実施弁法」(以下「条例実施弁法」という)を制定し、2009年3月に同弁法の改正が行われた。

また、具体的な問題について、実務レベルの規定や解釈などが多数存在する。例えば、中国税関総署と中国公安部は2006年3月に連名にて「知的財産権の執法協力の強化に関する暫定規定」を公表し、税関による知的財産権侵害の摘発において発見された知的財産犯罪行為に対する刑事責任の追及につき規定をした。また、中国税関総署は2007年4月に「法により税関の没収した権利侵害貨物を競売にかけることに関する公告」を公表した。これらの法律、行政規定は、中国現行の知的財産権税関保護制度の法体系を構成している。

## (2) 知的財産権税関保護制度の趣旨と運用実態

「税関保護条例」第2条は、中国法上の知的財産権の税関保護につき次のように定義している。即ち、税関は、輸出入貨物に係わる、中国の法律または行政法規の保護を受ける商標権、著作権と著作権関連権利、特許権に対し保護を実施するとのこと。

当該定義から分かるように、中国の知的財産権税関保護制度の適用対象はあくまで中国法に基づいて取得した知的財産権である。具体的に言えば、中国商標局に登録された商標権、中国知識産権局(日本の特許庁に相当する)に登録された意匠権、実用新案特許権、発明特許権、および中国法上効力を認める著作権<sup>3)</sup>などはこれに当たるが、外国の法律により取得した知的財産権は適用対象に該当しない。例えば、中国商標局に登録されていない日本商標の商標権者が、同商標を使用する中国模倣品が日本へ輸出される情報を知り、中国税関に対して、当該模倣品の通関を差止め、差押さえする申請を行ったとしても、日本の商標は中国の法律の保護を受け得ないとの理由で、中国税関は、これらの

申請を受理しない。従って、中国の知的財産権税関保護制度を利用する前提として、まず、中国法に基づき知的財産権を取得する必要がある。

「税関保護条例」第3条1項は「国家は知的財産権を侵害する貨物の輸入と輸出を禁ずる」と定めている。この規定内容は、中国の知的財産権税関保護制度の最も注目される特徴の一つである。

世界各国の法律制度には、税関は職権により模倣品の輸入を水際で取締るということは多く存在するものの、税関が職権により模倣品の輸出を取締る例はあまりないと思われる。上記の規定は、中国の税関に模倣品の輸出を止める権限を与え、模倣品が大量に作られている中国において、知的財産権の権利者に模倣品が中国以外の海外市場に流れることを防ぐ一つの法的手段を与えた。この知的財産権税関保護制度の特徴は単に理論上のものではなく、現実的なものであり、中国現行の商標法および特許法に定めていない法的手段であり、特に外国企業にとって、実際に大変大きな利用価値があると思われる。

下記の表3に示しているのは、中国の税関総署の公表した2007年から2010年までの関係統計データを纏めたものである。この表に記載され

表3 2007～2010年中国税関が差押えた輸出入知  
財産権侵害貨物の統計

年度	輸出入種類	権利侵害品の 数量	割合
2007年	輸入	557,920	0.20%
	輸出	332,940,329	99.80%
2008年	輸入	233,117	0.04%
	輸出	644,949,820	99.96%
2009年	輸入	103,558	0.10%
	輸出	279,955,242	99.90%
2010年	輸入	192,516	0.14%
	輸出	133,407,053	99.86%

たデータによれば、2007年から2010年までの4年間、毎年、中国税関が差押えた模倣品の数量における輸入貨物の比率は、何れも1%にも満たず、残りの99%以上は輸出貨物であった(表3を参照)。税関による模倣品差押えのこの実態から分かるように、中国の知的財産権税関保護制度は、正に模倣品輸出の取締りという点でその主な効果が現れている。

### 3. 中国の知的財産権税関保護措置の実施

中国現行の知的財産権税関保護制度では、知的財産権に対する税関保護措置の実施は、実務運用上、二つの種類に分かれる。即ち、「条例実施弁法」第三章に定めた「申請に基づく保護措置の実施」と同第四章に定めた「職権に基づく保護措置の実施」である。

#### 3.1 申請に基づく保護措置の実施

「条例実施弁法」に定めた「申請に基づく保護措置の実施」に関する中国税関総署の説明<sup>4)</sup>によれば、いわゆる「申請に基づく保護措置の実施」とは、知的財産権の権利者が権利侵害嫌疑品の輸出入の情報を得て、「税関保護条例」の関係規定に基づき、税関に知的財産権の保護措置の実施を申請し、税関はその申請により、権利侵害嫌疑品の差押えを実施することを言う。

この申請に基づく保護措置については、知的財産権の権利者は、模倣品の差押えを申請するに当り、差押え対象たる権利侵害嫌疑品の価値に相当する担保を提供しなければならない(「条例実施弁法」第15条)。また、税関は自らその差押えた権利侵害嫌疑品に対し調査・認定を行わないから、権利者は税関による差押えの実施日から20日以内に、裁判所から権利侵害嫌疑品に対する仮処分裁定を取得し、当該仮処分に関する執行協力通知を税関に送達するなどの対応

策を講ずる必要がある(「条例実施弁法」第18条)。税関はこの20日間の期間内に裁判所からの執行協力通知を受けていなければ、権利侵害嫌疑品に対する差押え措置を解除し、その通関を認めなければならない。

#### 3.2 職権に基づく保護措置の実施

いわゆる「職権に基づく保護措置の実施」とは、税関はその通関監視管理業務の遂行に当り、税関総署に届出登記済みの知的財産権を侵害する嫌疑品を発見した場合、「税関保護条例」の関係規定に基づき、自主的にその嫌疑品の通関手続きを止め、その情報を権利者に通知し、且つ権利者の申請により侵害嫌疑品を差押えることを言う。税関は職権に基づき保護措置を実施する場合、自ら貨物の権利侵害状況を調査し、認定を行い、関係当事者を処罰する権限を有する。

税関が職権に基づき保護措置を実施するには、前提条件として、権利者はその知的財産権につき税関総署に届出登記をしなければならない。

「税関保護条例」第7条の規定によれば、知的財産権の権利者は知的財産権の届出登記を行うに当り、権利者、権利の内容のほか、その知的財産権の合法的使用状況、ライセンス状況などの情報をも税関に登録する必要がある。

実務では、各地の税関は貨物通関の監視管理業務の遂行に当り、通関書類の記載内容をチェックし、輸出入貨物の製造業者または輸出入の貿易業者が知的財産権の届出登記の内容に記載されていないなどの事情を見つけた場合、職権によりその貨物の通関を一旦ストップさせ、貨物の輸出者に対し、知的財産権の使用権限を証明する書類の提示または説明を求めることができ、嫌疑があると判断した場合、貨物の通関を止め、これを届出登記済みの知的財産権の権利者に通知する。税関が権利侵害嫌疑品を差押えるかどうかは、当該通知を受けた権利者が差押えを申請するかどうかによる。権利者からの申

請がなければ、税関は知的財産権侵害との理由による輸出入貨物の差押えをすることができない。

また、税関は前述の権利者の差押え申請により、輸出入貨物を差押えた場合、当該差押え実施日から30日以内に、自らその差押えた貨物の権利侵害嫌疑につき調査・認定をしなければならず、権利侵害の認定ができなければ、30日の期限までに権利者にこれを通知しなければならない。この場合、申請に基づく保護措置の実施と同じように、権利者は裁判所から権利侵害嫌疑品に対する仮処分裁定を取得し、当該仮処分に関する執行協力通知を差押え実施日から50日まで（即ち、税関の調査認定期間は30日間、権利者による裁判所仮処分取得の期間は20日間）に税関に送達するなどの対応策を講ずることによって、権利侵害嫌疑品の差押え期間を延長させることができる。

### 3. 3 税関保護措置の実施状況

下記の表4は、中国の税関総署が公表した2007年から2010年までの関係統計データを纏めたものである。この表に記載されたデータによれば、2007年から2010年までの4年間、毎年、中国の税関が差押えた模倣品の数量の90%以上は職権に基づく保護措置によるものであり、申請に基づく保護措置によるものはほんの僅かにしか過ぎない（表4を参照）。

申請に基づく模倣品差押えの数量の割合が低い理由はいろいろ考えられるが、権利者の観点から考えれば、模倣品の輸出入情報の入手が大変難しいことがその主な原因ではないかと思われる。例えば、中国税関総署の発表した2010年の統計（表5を参照）では、税関が差押えた模倣品の輸送手段は、郵便、速達、海運、航空輸送、自動車運送、鉄道輸送、その他の方法など、実に多様化している。また、同じ2010年の統計によれば、模倣品輸送の海外目的地は全世界

149ヶ国に及んでいる。こうした状況において、権利者は自らの調査で模倣品の輸出入情報をキャッチし、これに基づき税関に差押えを申請することは余りにも非現実であると思われる。実際には、この問題への対応策として、税関への知的財産権の届出登記という制度が広く利用されている。

表4 税関の保護措置の実施種類の統計

年度	保護措置種類	権利侵害品の数量	割合
2007年	申請に基づく	3,891,192	1%
	職権に基づく	324,222,080	97%
2008年	申請に基づく	1,674,969	0.30%
	職権に基づく	638,880,460	99%
2009年	申請に基づく	4,119,650	1.50%
	職権に基づく	271,825,399	97%
2010年	申請に基づく	4,805,332	3.60%
	職権に基づく	123,830,799	92.69%

表5 2010年税関が差押えた侵害品輸送手段の件数統計

輸送手段	件数	割合
郵便	9,830	46.65%
速達	7,656	36.33%
海運	1,880	8.92%
航空輸送	468	2.22%
道路輸送	442	2.10%
鉄道輸送	81	0.38%
その他	716	3.40%

## 4. 知的財産権税関届出登記手続きについて

### 4. 1 知的財産権税関届出登記の重要性

「税関保護条例」は1995年公表の当初、税関への知的財産権の届出登記は権利者が中国の知的財産権税関保護制度を利用する前提条件とされたが、2003年の改正で、当該前提条件は廃止

された。つまり、知的財産権の権利者は税関への権利届出登記をしなくても、税関に対し知的財産権税関保護措置の実施を申請することができるようになった。しかし、税関への知的財産権の届出登記をしたかどうかにより、上記表4に記載の統計から分かるように、実務において、その効果は大きく異なる。税関に届出登記された知的財産権の関連情報は、税関による模倣品の発見に役に立つ。従って、知的財産権の税関届出登記を行うことは、中国現行の法制度では義務ではないが、権利者はその知的財産権の保護を図るために、敢えて行うべきと思われる。

中国税関による模倣品輸出の取締り制度を有効に利用するには、権利者はまず中国の税関総署にその知的財産権を届出登記する必要がある。知的財産権の税関届出登記制度は、前述のように税関による模倣品の発見に役立つほか、もう一つの効果も考えられる。即ち、税関における知的財産権税関届出登記の情報は基本的に社会一般に公開するものであり、インターネットを通して誰でも税関のホームページにアクセスし、知的財産権税関届出登記のデータを検索できる。実務において、模倣品の輸出入を行い、税関の摘発を受けた経験がある企業は、知的財産権の税関届出登記制度の仕組みを知っており、新しい商品の輸出入を行う前に、税関の知的財産権登記リストを検索することで、模倣品の輸出入を断念するという牽制効果もあると言われている<sup>5)</sup>。

#### 4. 2 知的財産権税関届出登記の手続き

いわゆる知的財産権の税関届出登記とは、知的財産権の権利者が、「税関保護条例」の規定に基づき、その有する知的財産権の法的状態、貨物(商品)との関連性、知的財産権を合法的に使用する状況(例えば、ライセンスがあるかどうか)および模倣品の輸出入状況などを書面に纏めて税関総署に通知し、これにより、税関は輸

出入貨物の通関監視管理業務の遂行に当り、職権により当該知的財産権に対する保護措置を実施するという制度である。税関への知的財産権届出登記の具体的手続きは次の通りである<sup>6)</sup>。

##### (1) 中国税関総署の知的財産権届出登記システムへのユーザー登録

税関への知的財産権届出登記をするに当り、まず、インターネットを利用して、中国税関総署のホームページにアクセスし、知的財産権届出登記システムのユーザー登録をしなければならない。ユーザー登録は知的財産権の権利者の名義で行わなければならない。ユーザー登録に当り、権利者の情報を記入し、ユーザー登録が成功したら、同システムは自動的に電子メールにて権利者にユーザーのID番号を通知する。

##### (2) 知的財産権届出登記の関係データの入力

上記の知的財産権届出登記システムに登録したユーザーIDを使って、知的財産権届出登記システムにアクセスし、次の新規届出登記の関係項目に係わる関係情報のデータを入力の上、これをインターネットで税関総署に送付する。

- ① 知的財産権の権利者の名称(または氏名)、登録所在地または国籍、通信用の住所、宛先担当者氏名、電話とファックスの番号、電子メールのアドレスなど。
- ② 知的財産権の情報については、商標権の場合、登録商標の名称、登録指定商品の分類と商品名、商標の図形、権利の有効期限、登録商標の譲渡、変更、更新などの状況；著作権の場合、作品の名称、作品完成時期、作品の種類、作品の図面、作品の譲渡、変更などの状況；特許権の場合、特許権の名称、種類(意匠、実用新案、発明)、出願日、特許権の譲渡、変更などの状況。
- ③ ライセンスがある場合、ライセンシーの名称、ライセンスの対象商品、ライセンスの

期限。

- ④ 知的財産権の権利者が合法的に知的財産権を使用する場合の商品の名称、生産地、輸出入通関の税関、輸出入の貿易商社、商品の主要な特徴、価格など。
- ⑤ 権利者が知っている模倣品の製造者、輸出入の貿易商社、輸出入通関の税関、模倣品の主要な特徴、価格など。

### (3) 届出登記費用の納付

税関への知的財産権届出登記申請は、1件の知的財産権につき1件の届出登記を申請する。知的財産権の税関への届出登記の費用は、1件の申請に当り800人民元である。この費用は中国税関総署の指定する銀行口座に振込み支払う。費用の振込みに当り、銀行振込用紙の備考欄に知的財産権の登録番号（権利証書に記載した権利番号）または届出登記申請の番号を記載する必要がある。

### (4) 書面による届出登記申請書の提出

上記(2)により届出登記システムに記入した申請書のデータをプリントアウトし、書面申請書にした上、それに申請者（権利者）または代理人が捺印し、他の添付資料と一緒に郵便にて税関総署に提出する。中国税関総署は、知的財産権届出登記申請書類の受領窓口カウンターを設けていないので、実務では、これらの申請書類はすべて郵便で提出しなければならない。

申請書の添付資料とは、次の書類のことをいう。

- ① 知的財産権の権利者の身分証明書（自然人の場合）または会社の登記簿謄本のコピー。
- ② 商標権証書または特許権証書などの知的財産権の権利証書。但し、著作権については、商標または特許のような登録制をとっていないので、任意の著作権登記をして取得した著作権登記証明書のコピーを提出する。

- ③ 知的財産権のライセンスがある場合、そのライセンス契約書のコピー、契約がない場合、当該ライセンスの範囲、期間およびライセンシーの情報に関する書面説明を提出する。

- ④ 知的財産権を合法的に使用するときの商品およびその包装の写真。
- ⑤ 権利者が知っている模倣品の輸出入の情報とその証拠。

権利者が外国の企業または個人である場合、上記の個人身分証明書または会社の登記簿謄本などの書類資料につき、公証認証を受ける必要があり、更に書類が外国語のものである場合、中文に翻訳する必要がある。

### (5) 届出登記の許可情報の受取

申請者は申請書類などを税関総署に郵便にて提出した後、その届出登記申請に対する税関総署の審査状況については、インターネットを通して、中国税関総署のホームページにアクセスして、確認をすることができる。税関総署は申請者の申請書を受領してから30日以内に許可または拒絶の決定を下さなければならない、且つその決定を電子メールにて申請者に通知しなければならない。実務において、申請者の提出書類に不備または虚偽の記載内容がなければ、基本的にその届出登記申請は許可される。

上記の手順で作業を済ませたら、知的財産権の税関届出登記手続きは完了することになる。知的財産権の届出登記の効力は、税関総署が権利者の申請を許可した日から10年間とし、有効期間満了前の6ヶ月以内に更新をすることができるが、知的財産権そのものの効力を失った場合、税関届出登記の効力も自動的に失うことになる。

#### 4. 3 知的財産権税関届出登記手続きの当事者

##### (1) ライセンシーについて

中国税関総署への知的財産権届出登記の申請者は、中国で登録された特許権（意匠，実用新案，発明を含む），商標権および著作権の権利者でなければならず，これらの知的財産権の使用許諾を受けたライセンシーは自らの名義で知的財産権届出登記を申請することができない。但し，ライセンシーは知的財産権の権利者からの委託を受けて，権利者の代理人として，権利者の名義で申請することが可能である。

##### (2) 指定連絡担当者

税関への知的財産権届出登記申請に当たり，特に重要なのは，連絡担当者の指定である。

連絡担当者は，知的財産権の権利者のために，知的財産権届出登記申請手続きにおいて，申請事項につき税関との連絡業務を担当するだけでなく，知的財産権届出登記をした後で，港の税関が模倣品を発見した場合の差押え通知などの連絡業務をも担当する。前述のように，税関が模倣品の通関手続きを一旦止めて，権利侵害の調査と認定を行う期間は30日間と短いため，連絡担当者と迅速に連絡をとり，権利者の協力を得ることは，税関にとって大変重要であり，権利者の権利保護にも重要である。

税関総署はこの連絡担当者の資格につき特に制限しておらず，権利者本人，権利者たる会社の職員，または権利者の代理人あるいは代理人組織（例えば代理人事務所）のスタッフ，いずれも連絡担当者になることができる。

中国税関総署は税関の実務に基づき，権利者に次のような連絡担当者を指定してほしいとの考えを示した<sup>7)</sup>。即ち

① 連絡担当者は中国大陸に所在する組織または自然人であること。

② 権利者は連絡担当者に知的財産権の届出登記手続きを行う権限だけでなく，届出登記後の税関との連絡業務の権限を与えること。

③ 連絡担当者の人数はあまり多くないようにすること。

指定した連絡担当者の人数が多くなると，連絡ルートに混乱を引き起こす可能性があるので，実務において，税関は連絡担当者の人数は2名まで登録を認める。

④ 連絡担当者は随時税関からの連絡に対応できるようにすること。

中国で多くの税関は24時間通関システムになっている。税関の実務において，権利侵害者は週末または勤務時間外の時間で模倣品の通関手続きをするという傾向があるという。税関は通関の貨物に対し迅速に選別を行い，通関を止めるかどうかを決めるために，随時連絡担当者とは連絡することがあり得るので，連絡担当者は随時税関からの連絡事項に対応できるようにする必要がある。

## 5. 中国税関関連の知的財産権侵害の特徴と税関知的財産権保護制度の課題

### 5. 1 中国税関関連の知的財産権侵害の特徴

中国税関総署が公表した今まで約10年間の統計データから，中国における税関関連の知的財産権侵害実態には次のような特徴があることが分かる。

① 実際に模倣品を差押えたケースから見て，知的財産権税関保護制度の利用効果は，模倣品の輸出を止めることに集中し，輸入商品についての利用はごく僅かである。

② 税関が差押えた模倣品の数量から見て，船会社による海運の利用は約9割を占めているが，差押えの案件数から見て，郵便ルー

トで模倣品を発見し差押えたケースが最も多い。

- ③ 模倣品の主な輸出港は中国の沿海地域に集中し、沿海地域にある税関が差押えた模倣品のケースが大半を占めている。今までの統計では、深セン税関、上海税関、寧波税関、杭州税関、黄埔税関、広州税関、青島税関、福州税関、厦門税関および天津税関の差押えた模倣品の数量が常に上位を占めている。
- ④ 中国税関総署の発表したデータにより纏めた表6に示したように、中国の税関が差押えた模倣品の内、商標権を侵害するものが大半を占めている。
- ⑤ 模倣品の侵害を受けた知的財産権の所有者の国籍は、アメリカ、ヨーロッパ諸国、日本など世界数十カ国に及ぶ。表7は、2010年侵害を受けた上位10位までの権利者所在国の統計を示したものである。
- ⑥ 中国の税関が差押えた模倣品の種類は、消費財商品が大半を占めている。

表6 侵害された知的財産権の種類別の統計データの比較

年度	権利の種類	差押えた権利侵害品の数量	割合
2007年	商標権	329,800,223	99%
	特許権	3,621,340	< 1%
	著作権	36,431	< 1%
2008年	商標権	642,801,664	99.63%
	特許権	50,647	< 1%
	著作権	1,880,975	< 1%
2009年	商標権	276,651,530	99%
	特許権	131,747	< 1%
	著作権	3,237,699	< 1%
2010年	商標権	128,949,654	96.52%
	特許権	207,422	< 1%
	著作権	4,392,275	3.29%

表7 権利者の国籍と侵害を受けたデータ

国家	侵害件数	侵害商品の数量
アメリカ	2,487	16,207,730
フランス	1,005	4,562,043
ドイツ	857	3,050,617
日本	755	15,082,842
フィンランド	606	624,499
中国	570	24,942,948
イタリア	526	527,547
スイス	500	30,976,454
イギリス	280	23,947,842
オランダ	225	3,692,654

## 5. 2 税関知的財産権保護制度の課題

中国の知的財産権税関保護制度は、模倣品対応に悩んでいる外国企業にとって、十分な利用価値があると思われる。しかし、現行の制度では、次のような知的財産権の保護に十分対応できない課題が残され、今後更なる改善または新たな制度創出に努めなければならないと思われる。

### (1) 税関の模倣品差押えの通知を受けた場合の権利者の対応期間が短すぎるという問題

「条例実施弁法」第22条によれば、権利者は税関から権利侵害嫌疑品の発見通知を受領した日から3日以内に、嫌疑品の差押え申請をすることができ、税関に回答しなければならない。差押えの申請をすることにした場合、申請者は担保提供などの責任を負うことになる。

しかし、近年、中国の模倣品メーカーの製造技術の向上と設備整備の増強により、その製造した模倣品の品質も向上し、特に外観では、模倣品と正規品とは区別できないようなケースは多々ある。また、港にある税関からの通知を受けても、現場にいない権利者は侵害嫌疑品の実物を見なければ、模倣品であるかどうかの判断はなかなか難しいため、上記規定に基づき3日以内に模倣品であるかどうか、差押えを申請す

るかどうかにつき税関に回答できないという現実問題がある。

中国の企業には次のような方法でこの問題に対応することがある。即ち、その知的財産権を税関総署に届出登記した上、実際に模倣品の輸出を重点的に監視する必要があると思われる関係地方の税関の担当官に対し、その知的財産権を利用する製品の特徴や識別方法などにつき、説明会を行う。しかし、税関の日常業務の忙しさなどを考えれば、このような方法は、実際に関係税関とのパイプがなければ、または何か特別な理由がなければ、税関に説明会の参加に応じてもらうことは、そう簡単ではないと思われる。

日本企業にとって、上記のような対応方法は参考になるであろうが、もっと現実的な対応として、少なくとも、模倣品対応に係わる関係者（指定連絡担当者を含む）に、常に自社の製品の特徴を熟知し、事前に模倣品であるかどうかの判断基準のようなチェックポイントなどを用意するのが望ましい。

## (2) 税関は、複雑な知的財産権侵害につき判断しきれない問題

現行の中国税関体制では、外観で知的財産権の侵害状況を判断できる場合、例えば、商標、意匠、視覚的著作のようなものについては、対応できるが、発明特許のようなものについては、技術内容を十分理解できる専門知識が必要であるので、侵害かどうかの判断は、税関だけでは対応しきれない。従って、特許権侵害を理由として、模倣品の差押えを申請する場合、中国の税関の対応は鈍くなり、結局、裁判所での訴訟手続きで問題解決を図ることになる。

また、商標のような視覚的に判断する権利であっても、権利との類否判断が法的に微妙な場合、税関は知的財産権の権利化の主管当局ではないので、対応しきれない場合もある。

下記の図1は、税関が類似と判断した商標権侵害の実例である。このケースでは、上の図は登録商標の標識で、下の二つの図は、模倣品に使われた商標標識であった。

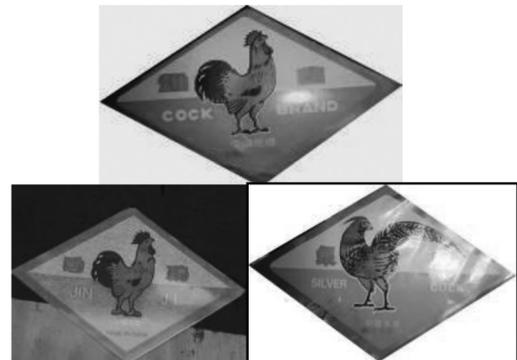


図1 類似商標の判断事例

また、次の図2のケースでは、侵害者は、外国の有名な煙草の商標を袋のデザインとして意匠権出願をした。税関はこのような意匠権の効力を認めず、商標権侵害と認定した。



図2 商標と意匠との関係を判断した事例

上記の二つのケースで、税関は、この程度の権利との類比判断が比較的容易な場合、迅速に対応できることを示唆したと思われる<sup>8)</sup>。

模倣品の特許権侵害問題につき、税関だけで対応しきれなくても、権利侵害訴訟における証拠収集の方法として、知的財産権税関保護制度を利用する価値がある。例えば、知的財産権侵害の疑いとの理由で一旦税関に止められた模倣品については、その様態、数量、価格および輸

出者などの情報は、権利者が入手可能である。また、税関から入手した関係書類資料は、公的機関の書類であるため、公証人による公証認証の手続きをしなくても、信憑性が高く、裁判所での訴訟手続きにおいて証拠としての利用価値が高いと思われる。

## 6. おわりに

今までの十数年間の実施により、中国の知的財産権税関保護制度はそれなりの成果を上げた。特に税関が模倣品の輸出を止めるという点が、この制度の最も注目されている特徴であり、多くの企業に認知され、広く利用されるようになってきた。今多くの日本企業も、中国製模倣品の対応において、当該制度を利用している。

一方、中国は広大な国土と人口を持ち、年間の輸出入貿易の量は巨大なものである。更に、模倣業者は、そのビジネスにおける知的財産権侵害の摘発経験から、模倣品の生産販売に当たって、色々と巧妙な手口を使用し意図的に法規制を回避するようになってきているため、以前のデッドコピー横行の時代と比較して、最近の模倣品問題の実態は、法的に対応することが難しくなっている。こうした背景において、税関による知的財産権保護制度自体は、実務における効果がそもそも限界があることを認識しなければならない。

ところが、中国の税関は、国家システムの中で強力な行政権を有し、中央政府の統一管理の下で、その職権を行使し、地方政府から独立して存在する。税関はこうした制度的性格を有することにより、その知的財産権保護に係わる職権を行使し、知的財産権侵害行為の摘発に当り客観性を保つことができ、中国に多く存在する

地方保護主義の問題は、知的財産権税関保護制度の実施において、比較的によく回避できていると思われる。従って、中国の知的財産権税関保護制度は、実務においていろいろ課題が残されているものの、中国製模倣品を海外に流出しないよう対策を工夫する中、一つの有効な手段として、もっと積極的にこの制度を利用すべきではないかと思われる。

## 注 記

- 1) 模倣品差押えの件数とは、税関が立案して模倣品の差押えを実行した案件の数のことをいい、税関が差押えた模倣品そのものの数量ではない。
- 2) 中国税関総署のホームページ  
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/>  
(参照日：2013年3月27日)
- 3) 中国は著作権につき登録制を取っていない。外国で完成した作品は中国の著作権法の保護を受けられるかどうかにつき、中国の著作権法のほか、中国が加盟しているベルヌ条約の関係規定に基づき判断することになる。
- 4) 中国税関総署は、そのホームページにおいて知的財産権税関保護制度に関する説明を掲載している。
- 5) 中国税関総署はそのホームページに掲載している知的財産権税関届出登記制度に関する説明文において、税関への知的財産権の届出登記の当該牽制効果に関する認識を示した。
- 6) 税関への知的財産権届出登記の手續きに関する本文の記載は、中国税関総署の知的財産権届出登記システムの使用ガイドの内容を纏めたものである。
- 7) 中国税関総署はそのホームページに掲載している知的財産権税関届出登記制度に関する説明文の付属書類3（連絡担当者の資格と役割）の記載による。
- 8) 中国税関総署が発表した「2007年中国税関による知的財産権保護状況」に紹介した事例

(原稿受領日 2013年3月18日)